

諮問番号：令和5年度諮問第22号  
答申番号：令和5年度答申第34号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和4年3月24日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

(1) 本件処分の通知書が圧着ハガキで送られてきたが、はがしにくく教示部分が見えにくくなった。これは審査請求をさせなくする意図と思われ、処分庁の職権濫用であり違法である。また、生活保護費の計算のやり方が分からないから、計算が合っているのか調べてほしい。生活扶助費の金額が少なすぎる。

よって、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分についてみると、処分庁は、地区別冬季加算の期間が3月で終了するため、審査請求人の令和4年4月分保護費について、地区別冬季加算を削除する変更を行ったことが認められる。これに対し、審査請求人は、保護の計算が合っているか調べてほしい、生活扶助の金額が少なすぎる等と主張している。

しかしながら、法第4条、第5条及び法第8条のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている（最高裁判所昭和42年5月24日大法廷判決・最高裁判所民事判例集第21巻5号1043頁。以下「最高裁判決」という。）。

本件処分は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づき、地区別冬季加算2,630円を削除したうえで、審査請求人の基準生活費76,420円、障害者加算17,870円及び住宅扶助費42,000円の合計136,290円から、審査請求人の受給する障害基礎年金65,075円及び障害年金生活者支援給付金5,030円を収入として認定し、差し引いた66,185円を算定し支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

以上のとおり、本件処分は、法令及び法令に基づく保護基準に則ってなされた処分にすぎず、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

(2) また、審査請求人は、圧着ハガキで送られた本件処分の通知書は違法なので、本件処分を取り消すべきであると主張している。

しかし、法25条第2項のとおり、本件処分に係る処分庁の通知は書面にてなされており、何ら違法ではない。

上記書面にかかる用紙の種類については、法による特段の定めがなく処分庁の裁量によるところであり、処分庁が処分に係る通知において圧着ハガキを使用する行為自体には処分性が認められず、審査請求の対象となる事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

(3) なお、本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示及び本件審査請求に係る処分庁の対応について疑義があるため、以下付言する。

処分庁の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分の通知書には、処分の理由に、保護基準に基づき冬季加算を削除しますと記載されているのみで、いかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

冬季加算の削除は毎年4月に行われるもので、既に理解している被保護

者もいると思われ、また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分の通知書において、根拠となる法令が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年11月 2日 諮問書の受領

令和5年11月 7日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：11月21日

口頭意見陳述申立期限：11月21日

令和5年11月27日 第1回審議

令和5年12月14日 審査会から処分庁に対し回答の求め(回答：令和5年12月13日付け〇〇保生第895号。以下「処分庁回答書」という。)

令和5年12月20日 第2回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

(1) 法第1条は、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項では「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律

の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。

- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

- (5) 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。

- (6) 保護基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費の額を定めており、処分庁所管区域内（以下「区域内」という。）については、11月から3月までの間は地区別冬季加算額を加えることとされている。

区域内の本件処分の時点における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は76,420円、地区別冬季加算額は2,630円である。

- (7) 保護基準別表第1第2章2は、障害者加算について定めており、区域内の本件処分の時点における審査請求人の障害者加算額は17,870円である。

- (8) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づいて審査請求人が受給する令和3年度（同年6月の受給分からの1年間）の障害基礎年金は、月額65,075円である。

- (9) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づいて審査請求人が受給する令和3年度（同年6月の受給分からの1年間）の障害年金生活者支援給付金は、月額5,030円である。

- (10) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）で

ある。

- (1) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（4）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。（後略）」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成24年10月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和4年3月24日付けで、処分庁は審査請求人に対し、同年3月分において支給した区域別冬季加算を削除した上で、同年4月分の保護費を支給する内容の本件処分を行った。

本件処分の通知書には、審査請求人の生活扶助費（基準額）は76,420円、障害者加算額は17,870円、住宅扶助費は42,000円、合計額は136,290円、収入充当額は70,105円、扶助費の合計額は66,185円と記載されている。

また、本件処分の通知書には、「4保護決定理由」の欄に「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき、冬季加算を削除します。」と記載されている。

なお、処分庁が本件審査請求の審理手続において、審理員に提出した保護決定調書には、収入充当額の欄に、障害基礎年金（2級）の月額として65,075円及び障害年金生活者支援給付金（2級）の月額として5,030円と記載されている。

- (3) 令和4年4月1日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

## 3 判断

- (1) 本件処分は、処分庁が令和4年3月分の保護費に認定した区域別冬季加算を同年4月分の保護費には支給しないことから、冬季加算の月額に相当する金額を減額して同年4月分の保護費を支給するものである。

これに対して、審査請求人は、生活保護費の計算が合っているのか調べてほしい、生活扶助費の金額が少なすぎる旨等主張する。

前記1（1）、（3）及び（4）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める

基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている（最高裁判決を参照）。

さらに、前記1（10）、（11）の次官通知及び局長通知には、年金その他の公の給付の収入についての取扱いが示されており、年金及び年金生活者支援給付金は、実際の収入額を各月に分割した上で、収入として認定することとされている。

そうすると、本件処分は、保護基準に基づき、審査請求人の基準生活費76,420円、障害者加算額17,870円及び住宅扶助費42,000円の合計136,290円を算定した上で、そこから審査請求人に支給される障害基礎年金の1か月分である65,075円及び障害年金生活者支援給付金の1か月分である5,030円を収入として認定して、これらを差し引いた額66,185円を支給するものであり、令和4年4月分の保護費の算定に違算はなく、処分庁の判断及び手続に誤りは認められない。

(2) また、審査請求人は、圧着ハガキで送られてきた本件処分の通知書は、違法である旨をも主張する。

しかしながら、前記1（5）のとおり、法第25条第2項は、保護の実施機関が保護費の変更を決定した場合、書面をもって被保護者に通知しなければならない旨を定めているにすぎず、その通知の用紙の種類については法による特段の定めがなく、保護の実施機関の裁量によるところであるから、処分庁が本件処分の通知を圧着ハガキによって審査請求人に送付したことに不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 以上のとおり、本件処分は、法令等の定めに従って行われたものであるので、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第6 付言

本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示について疑義があるため、当審査会の意見を付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分の通知書には、処分の理由に「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき、冬季加算を削除します。」と

記載されているのみで、いかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

処分庁における区域別冬季加算の削除は、毎年4月に行われるもので、既に理解している被保護者もいると思われ、また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分の通知書において、根拠となる法令が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について被保護者自身が容易に理解できるよう、根拠法令についても具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子